

議案第 6 号

沖縄県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則について

以下の理由により、沖縄県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月12日提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

理 由

- (1) 平成16年9月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の改正により、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）が創設された。その後平成29年3月同法の一部改正により、学校運営協議会の設置が努力義務とされた。
- (2) (1)を踏まえ、県教育委員会においてコミュニティ・スクールへの移行について検討を重ねた結果、令和8年度より順次移行する予定であることから、沖縄県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を定める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5

沖縄県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則をここに公布する。

令和8年 月 日

沖縄県教育委員会
教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき、沖縄県立学校（以下「学校」という。）における同条第1項に規定する学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関である学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第47条の5第1項の規定に基づき、学校ごとに協議会を設置することができる。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を設置するときは、あらかじめ、対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の校長の意見を聴くものとする。

3 教育委員会は、協議会を設置するときは、当該対象学校の校長に対して通知するものとする。

(委員の任命)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は次の各号に掲げる者とする。

(1) 対象学校の校長

(2) 次に掲げる者のうちから対象学校の校長の推薦により教育委員会が任命する者

ア 地域住民

イ 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者

ウ 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

エ 学識経験者

オ 関係行政等機関の職員

カ その他教育委員会が適当と認める者

2 協議会は、委員10人以内で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委員に任命された日からその任命された日以降の最初の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(守秘義務等)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない行為を行うこと

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の運営に支障を来す言動を行うこと

(委員の解任)

第6条 教育委員会は、委員から辞任の申出があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任するものとする。

(1) 前条の規定に違反した場合

(2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができない場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が発生した場合

2 当該対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときには、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員にその理由を示さなければならない。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長1人及び副会長2人以内を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長は会長及び副会長となることができない。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集する。ただし、会長及び副会長が選出される前においては、対象学校の校長が会議を招集し、運営することができる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

5 会長は会議録を作成し、会議に出席した委員の中から会長が指名した者がこれに署名し、対象学校に保管する。

(法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項)

第9条 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、学校経営計画に関することとする。

(会議の公開)

第10条 会議は、特別の事情により、協議会が公開すべきでないとした場合を除き、公開する。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 前項の規定により会議を傍聴する者は、会議の議事を妨げる行為をしてはならない。

(学校運営等に関する評価及び情報提供)

第11条 協議会は、対象学校の運営状況について毎年度1回以上の評価を行うものとする。

2 協議会は、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者等に対し、対象学校の運営及び当該運営に必要な支援に関する協議の結果を積極的に提供しよう努めなければならない。

(意見の申出)

第12条 法第47条の5第6項及び第7項の教育委員会規則で定める事項は、特定の個人の任用に関する事項を除くものとする。

(助言及び情報提供)

第13条 教育委員会は、協議会の運営状況について把握し、必要に応じて助言するものとする。

2 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を図るために必要な情報を協議会に対して提供するものとする。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

規則案の概要説明

部課名 教育庁 県立学校教育課

1 件名

沖縄県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

2 制定の経緯及び必要性

- (1) 平成16年9月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の改正により、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）が創設された。その後平成29年3月同法の一部改正により、学校運営協議会の設置が努力義務とされた。
- (2) (1)を踏まえ、県教育委員会においてコミュニティ・スクールへの移行について検討を重ねた結果、令和8年度より順次移行する予定であることから、沖縄県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を定める必要がある。

3 規則案の概要

- (1) この規則の目的について定める。（第1条）
- (2) 学校運営協議会の設置について定める。（第2条）
- (3) 学校運営協議会委員の任命等について定める。（第3条）
- (4) 学校運営協議会委員の任期について定める。（第4条）
- (5) 学校運営協議会委員の守秘義務等について定める。（第5条）
- (6) 学校運営協議会委員の解任について定める。（第6条）
- (7) 学校運営協議会の会長及び副会長について定める。（第7条）
- (8) 学校運営協議会の会議について定める。（第8条）
- (9) 学校運営協議会の承認を得なければならない事項について定める。（第9条）
- (10) 学校運営協議会の会議の公開について定める。（第10条）
- (11) 学校運営等に関する評価及び保護者等への情報提供について定める。（第11条）
- (12) 学校運営協議会による意見について定める。（第12条）
- (13) 教育委員会による助言及び情報提供について定める。（第13条）
- (14) 委任規定について定める。（第14条）
- (15) この規則は、令和8年4月1日から施行する。（附則）

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5

5 添付資料

- (1) 根拠法令等の参照条文
- (2) その他参考となる資料

参照条文

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和三十一年法律第六十二号)

第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該学校への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民

二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者

三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協同活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

四 その他当該教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づき対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供しよう努めるものとする。

6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他

の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）導入計画

（県立中学校・高等学校・特別支援学校）

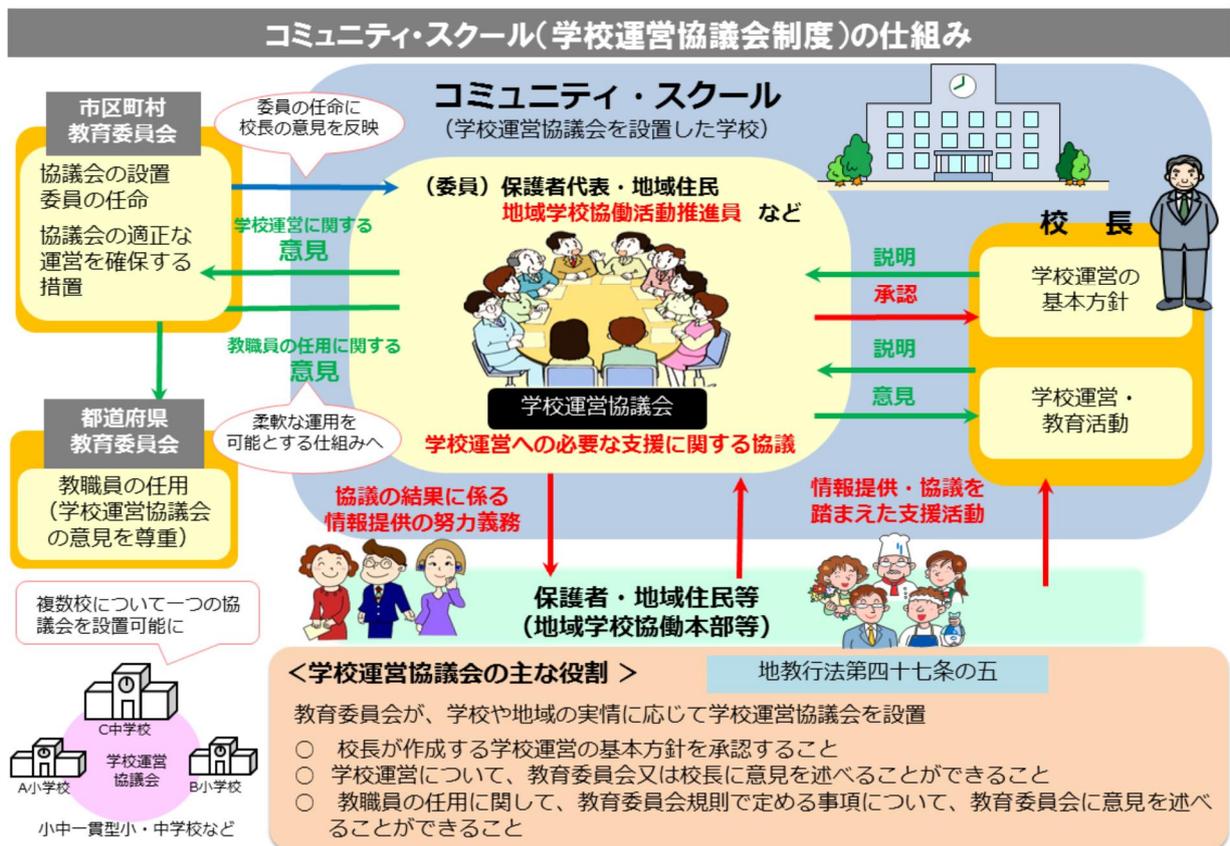
県立学校教育課

1. コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組み

法律に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関の事です。

学校運営協議会の主な3つの役割（地教行法第47条の5）

- ① 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- ② 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる
- ③ 教職員の任用について、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べる



《出典：文部科学省ホームページ》

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/

○学校運営協議会には、「学校運営」に関する協議のみならず「学校運営への必要な支援」に関する協議を行う役割が追加されています。

2. コミュニティ・スクール導入までのスケジュール

(1) 計画の目標

- ・令和10年度までに、県立学校の学校運営協議会を100%の設置を目指す。
- ・地域学校協働活動推進員の各学校配置及びCSアドバイザーによる学校支援等の充実を目指す。

(2) 概要

| 年度 | 内容 | 県立中学校・高等学校 | 特別支援学校 |
|--------|---|---|----------------------------|
| R7年度 | 学校運営協議会設置検討会議 (R7年10月～R8年1月) | <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクール導入計画作成 ・設置要綱、設置規則の検討 | |
| R8年度 | 学校運営協議会(第1期) 学校運営協議会の周知 | 学校運営協議会導入説明会/CS研修会 高校1校配置(※1) | 学校運営協議会導入説明会/CS研修会 |
| R9年度 | 学校運営協議会(第2期) 新規事業予算要求 | 学校運営協議会導入説明会/CS研修会 高校5校配置 | 特別支援学校モデル校 3校配置 |
| R10年度 | 学校運営協議会(第3期) 導入計画終了 | 申出書提出校に配置 中高63校配置(100%) | 申出書提出校に配置 特支22校配置(100%) |
| R11年度～ | 導入校フォローアップ訪問(教育委員会が学校運営協議会に参加) 学校運営協議会成果報告会等を通して、好事例の周知を図る | | |

※1 辺土名高校を想定

【設置会議】

① 学校運営協議会設置検討会議

… 本県の実状に応じた設置形態・運営方法を検討する。

- ※ 構成員：県立学校教育課長、特別支援教育室長、県立学校教育課副参事、管理班長、
高校教育改革班長、特別支援教育室主任
高校教育改革班指導主事、特別支援教育室指導主事、管理班予算担当者

② 学校運営協議会設置関係者会議(学校運営協議会設置検討会議から移行)

… ア 県立学校運営協議会の段階的实施に向けて、県立高等学校及び特別支援学校の導入校として選定・実施することを通して、学校運営協議会の運営上の課題を明確にし、適切な運営に資する。

イ 学校運営協議会関係者による運営に関する協議を通して、学校運営協議会の適切な運営に資する。

- ※ 構成員(案)：学校運営協議会設置検討会議の委員と同一(上記)

(3) 会議等計画

| 年度 | 期 日 | 会 議 名 | 内 容 ・ 対 象 |
|------------------|----------------------------------|--|---|
| 令和7年度 | 令和7年 10月15日(水) | 第1回学校運営協議会設置検討会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・設置形態の決定 ・第1期導入校実施要項決定 ・コミュニティ・スクール導入計画作成 ・学校運営協議会設置要綱検討 ・学校運営協議会設置規則検討 ・新規事業要求の内容検討 |
| | 11月12日(水) | 第2回学校運営協議会設置検討会議 | |
| | 12月24日(水) | 第3回学校運営協議会設置検討会議 | |
| 令和8年 1月21日(水) | 第4回学校運営協議会設置検討会議 | | |
| | 3月12日(木) | 教育委員会会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施計画報告 ・学校運営協議会規則決定 |
| | 3月下旬 | 学校運営協議会導入説明会 | <ul style="list-style-type: none"> ・導入予定校を対象に実施(行政説明) ・学校運営協議会設置申出書の提出 |
| 令和8年度 | 4月下旬 | 学校運営協議会設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・設置通知の交付(県立高校1校) |
| | 令和8年 4月22日(水) | 第1回学校運営協議会設置関係者会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・届出書確認、設置通知書の承認 ・新規事業要求の検討 ・モデル校の選定について ・導入校フォローアップ訪問の検討 ・各種研修会の検討 |
| | 6月11日(木) | 第2回学校運営協議会設置関係者会議 | |
| | 12月23日(水) | 第3回学校運営協議会設置関係者会議 | |
| | 令和9年 1月20日(水) | 第4回学校運営協議会設置関係者会議 | |
| | 4月17日(金) | 県立学校長研修会 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会の概要および導入促進に向けた研修会を行う。 |
| 9月～12月 | コミュニティ・スクールと地域学校協働活動に関する研修会(仮) | <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクールの機能や地域学校協働活動等に関する研修を行う。(生涯学習振興課と連携) | |
| 令和9年 1月 | コミュニティ・スクール研修会 学校運営協議会設置関係者会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・設置校の成果、課題を共有し、改善を図る ・設置校の選定及び導入説明会の準備等について設置関係者会議で検討する ・学校運営協議会設置申出書の提出 | |
| | 2月末日 | 学校運営協議会導入研修会(オンデマンド) | <ul style="list-style-type: none"> ・導入校の取組について(行政説明) |
| 令和9年度 | 4月 | 導入校 学校運営協議会設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・高校5校、特支3校を設置(モデル校) |
| | 6月 | 新規事業予算要求 | <ul style="list-style-type: none"> ・R10年度分の新規要求(県立中学校4校・高校59校・特支22校) |
| | 6月～12月 | 研究モデル校フォローアップ訪問 (県立高校3校、特別支援学校1校) | <ul style="list-style-type: none"> ・実施における支援 ・県立学校教育課指導主事、生涯学習振興課社会教育主事、その他関係課で訪問 |
| | 令和10年 1月 | コミュニティ・スクール研修会 学校運営協議会設置関係者会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・モデル校の成果、課題を共有する ・設置校の選定及び導入説明会の準備等について設置関係者会議で検討する ・学校運営協議会設置申出書の提出 |
| | 2月末日 | 学校運営協議会導入研修会(オンデマンド) | <ul style="list-style-type: none"> ・導入校の取組について(行政説明) |

| | | | |
|--------|----------|--------------------------------------|---|
| 令和10年度 | 4月 | 学校運営協議会 全校設置 | ・設置通知の交付（県立中、高校、特支） |
| | 6月～12月 | 導入校フォローアップ訪問 （県立中または高校3校、特支3校を選定） | ・導入校へ訪問等を行い支援 ・県立学校教育課指導主事、生涯学習振興課社会教育主事、その他関係課で訪問 |
| | 令和11年 1月 | コミュニティ・スクール研修会 学校運営協議会設置関係者会議 | ・成果、課題を共有し、運用の改善を図る ・学校運営協議会の適切な運営について設置関係者会議で検討する |
| | 2月末日 | 学校運営協議会導入研修会（オンデマンド） | ・導入校の取組について（行政説明） |
| 令和11年度 | 6月～12月 | 導入校フォローアップ訪問 （県立中または高校3校、特支3校を選定） | ・導入校へ訪問等を行い支援 ・県立学校教育課指導主事、生涯学習振興課社会教育主事、その他関係課で訪問 |
| | 令和12年 1月 | コミュニティ・スクール研修会 | ・成果、課題を共有し、運用の改善を図る |

(4) 設置形態

学校運営協議会設置検討会議において、本県の実状に応じた設置形態・運営方法を検討する。

① ねらい

学校運営協議会の段階的实施に向けて、令和8年度～10年度の3年間に、モデル校を含め各年度で導入校を選定・実施することを通して、県立学校運営協議会設置上の課題を明確にし、適切な運営に資する。

② 協議会の設置及び会議

- ・これまでの学校評議員制度を廃止し、各学校に学校運営協議会を設置する。
- ・委員の推薦については、学校評議員の人材も活用することができる。
- ・各学校の運営協議会においては、日程調整及び議題案の作成を行う。
- ・議題については、学校において目指す姿や課題等を話し合い、各学校における活動に関連付ける取組を行う。

③ 学校運営協議会の運営

ア 委員の構成（例）

- ・校長、PTA役員、地域関係者、地域有識者、地域学校協働活動推進員など

イ 委員の人数

- ・各学校（10名以内）

ウ 会議開催回数

- ・年間3回以上

エ 委員の報酬について

- ・日額2,000円とする

オ 学校運営協議会議題例について

- ・学校運営協議会設置検討会議において議題例を検討する

3. 県立学校等におけるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に係る連絡協議会
令和8年度会議予定

① 3課連絡協議会（教育指導統括官、関係3課課長）

第1回 令和8年5月13日（水）13:15～14:15（令和8年度各課取組計画等）

第2回 令和9年2月3日（水）13:15～14:15（令和8年度各課取組計画等）

② 3課作業部会（関係3課担当班長、担当者）

第1回 4月22日（水） 13:15～14:15（令和8年度各課取組計画等）

第2回 7月15日（水） 13:15～14:15（各課取組進捗状況報告、日程調整等）

第3回 10月14日（水） 13:15～14:15（各課取組進捗状況報告、日程調整等）

第4回 1月13日（水） 13:15～14:15（各課取組進捗状況報告等）

※ 3課 … 生涯学習振興課、義務教育課、県立学校教育課